電 力 供 給 契 約 書（案）

１　件　　名　沖縄県立豊見城南高等学校校舎　電力供給契約（単価契約）
２　納入場所　別紙仕様書のとおり
３　契約期間　令和９年３月１日から令和１０年２月２９日まで

上記について、沖縄県立豊見城南高等学校　校長　金城　篤（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項によって電力供給契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）
第１条　乙は、別紙仕様書に基づき、納入場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）
第２条　契約単価は次のとおりとする。
　契約単価（税込）

常時電力基本料金単価	○○○○円／ｋＷ月
電力量料金単価（４月～６月、10～３月）	○○○○円／ｋＷｈ
電力量料金単価（７月～９月）	○○○○円／ｋＷｈ

２　この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する額である。

（契約保証金）
第３条　契約金額（契約単価に甲が示した契約電力及び予定使用電力量を乗じた額とし、供給期間に係る総額とする。以下同じ。）の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項の規定に該当する場合は免除とする。

（権利・義務の譲渡）
第４条　乙は、本契約により生ずる権利・義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（使用電力量の増減）
第５条　甲の使用電力量は、仕様書別紙１－１「沖縄県立豊見城南高等学校月別予定使用

電力量」に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第６条　契約電力が５００ｋW以上の場合、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

２　甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

３　契約電力が５００ｋW未満の場合、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。但し、本契約期間中に最大需要電力が５００ｋW以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものとする。

（検針及び検査）

第７条　検針日は原則として毎月１日とし、乙は検針日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、すみやかに甲に検針結果を通知するとともに甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

２　第１項の通知の方法は、甲乙協議して定めるものとする。

（料金の算定方法及び期間）

第８条　料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとし、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金

契約電力、第２条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（１．８５－力率／１００）

(2) 電力量料金

使用電力量及び第２条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(3) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の自由化部門が定める算定方法による割増額を上回らない、又は減額幅を下回らない調整単価を用いて算定する。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

２　料金の算定期間は、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間とする。

（料金の支払い）

第９条　乙は第７条に定めた検査終了後、第８条に定める金額を１月毎に甲に請求するも

のとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（機密の保持）

第 10 条　甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続することとする。

（解約事項）

第 11 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、書面により通告し本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。

(2) 甲が、天災その他不可抗力の理由によらずに電力の供給を乙が行う見込みがないと認めたとき。

(3) 本契約に履行に関し、乙又はその使用人等に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

（暴力団排除に関する契約解除）

第 12 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第 13 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）　が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 14 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（違約金）

第 15 条　乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

２　前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

３　甲が本契約期間満了前に乙の責めに帰すべき事由以外に、本契約を解約するときは、乙は以下により算定した金額を解約違約金として申し受ける。なお、解約するときとは、他の小売電気事業者への切り替えも含む。ただし、乙が認めた場合はその限りではない。

$$\text{解約日の前日の契約電力にもとづき第２条(1)により算定された基本料金} \times \text{契約期間の月数} \times \frac{\text{解約日以降の契約期間の残余日数}}{\text{契約期間の日数}}$$

（個人情報の取扱い）

第 16 条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（予算の減額等による契約変更等）

第 17 条　本契約を締結する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、甲は本契約を変更または削除することができる。

２　前項の定めにより本契約の変更または解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

（協議）

第 18 条　乙はこの契約条項及び別紙仕様書のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則 12 号）を守るものとし、甲及び乙はこの契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（想定を上回るコスト上昇について）

第19条　外部要因等により、本契約締結時の想定を上回るコスト上昇が生じた場合は、契約単価の変更について、甲及び乙は協議を行うものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県豊見城市字翁長５２０番地
沖縄県立豊見城南高等学校
校長　金城　篤

乙